

【論点 4】受注者等の責務として報酬下限額を設けるか（賃金条項を設けるか）。

県が締結する契約に関する条例	社会情勢・他県の状況等		審議会等からの意見																								
規定なし	<p>【他県の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬下限額制度については、各県とも規定されていない。 先行自治体の報酬下限額の設定の算定方法にはばらつきがあり、県が独自にエビデンスとなる情報収集を行ったり、合理的な算定根拠を定めたりすることは困難である。(奈良県) 県下全域が対象となるため、各地域間で人口、事業数、就業構造などに差があり、労働者の賃金等労働条件も様々で画一的に設定することは難しい。(奈良県) 賃金は、事業者の給与体系、経営状況、労働者の経験年数、技量、勤務評定など、様々な要因で決定されるものであり、県が一律に定めるものに馴染まない。(愛知県) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、県発注の工事以外にも、国や他の自治体、民間企業等からも受注しており、他の工事に従事する労働者との間で格差を設けるべきではない等、反対意見が多かった。(愛知県) <p>【労働問題懇談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公契約条例に報酬下限額を盛り込んでいる都道府県がないので、ぜひ取り組んでいただきたい。 建設工事では、工期に間に合わせるために人件費を上げて人を集めることも多い。最低賃金だけでなく最高賃金も上限を設けるなどして欲しい。 	<p>【平成 30 年度第 1 回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連合内では、報酬下限額制度も含めた公契約条例を制定すべきという意見も出ている。 <p>【平成 30 年度第 2 回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働組合の立場として、報酬下限額について前向きに検討をお願いしたいというのが基本的なスタンスであり、ご理解をいただきたい。 賃金は、労使双方の交渉によって決めるというのが原則である。設定する際に、報酬下限額の合理的な根拠を対外的に説明できないのではないかな。賃金条項を規定することは難しいと考える。 <p>【平成 30 年度第 3 回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事設計労務単価と実際の給与支給額との間に差がある。 労務単価の設計と条例で報酬下限を設けることは分けて議論すべき。 報酬下限額の設定は、説得力のある金額の根拠が無いと難しい。 																								
考え方・県の取組等																											
<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金条項の規定については、さまざまな考え方や意見があり、集約が困難だと判断し、盛り込まなかったこと。 																											
論点として検討を深める項目	検 討 事 項																										
<p>【論点 4】受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金は、労使双方の様々な要因において決定されることとの関係をどのように考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> →①〔労働条件に関する原則〕 →②〔報酬下限額に対する意見〕 →③〔社会情勢の変化について〕 地域の産業構造や賃金水準の実態をどのようにとらえるか。 <ul style="list-style-type: none"> →④〔最低賃金引上げの影響〕 →⑤〔地域の産業構造や賃金水準の実態把握について〕 報酬下限額を設定する場合の根拠はあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> →⑥〔報酬下限額の設定における根拠について〕 →⑦〔特定受注者からの報告結果〕 →⑧〔公共設計労務単価〕 	<p>①〔労働条件に関する原則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法第 2 条において、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」とされており、労使双方の交渉により決定するのが原則である。 労働条件は、企業の経営状況や社会情勢の変化などの要因に影響を受けるもの。 <p>②〔報酬下限額に対する意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会においては、賃金条項について前向きに検討いただきたい旨の意見や、賃金条項の規定は難しいとの意見が出されている。 労働問題懇談会においても、賃金条項の規定を求める意見や、賃金水準の上限規定を求める意見が出されている。 <p>③〔社会情勢の変化について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「働き方改革実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針）」、「未来投資戦略 2018」において、「最低賃金について、年率 3%を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。」とされている。 <p>④〔最低賃金引上げの影響〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の最低賃金の上昇幅は大きくなってきている。 単位：円 <table border="1" data-bbox="875 1675 1454 1787"> <thead> <tr> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 30 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>695 円</td> <td>716 円</td> <td>738 円</td> <td>762 円</td> </tr> <tr> <td>+17 円</td> <td>+21 円</td> <td>+22 円</td> <td>+24 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 各年の改定後の最低賃金額。下段は対前年上昇額 本県の平成 29 年度の最低賃金改定により影響を受ける労働者の割合は 11.7%とされている。(中央最低賃金審議会の資料) 	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	695 円	716 円	738 円	762 円	+17 円	+21 円	+22 円	+24 円	<p>⑤〔地域の産業構造や賃金水準の実態把握について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度岩手県市町村民経済計算によると、一人あたり市町村民所得の差は最大で 13 ポイントある。 ※ 県内市町村の経済水準を表す一つの指標ではあるが、個人の所得水準を表す指標ではない。 県内の産業構造については、県央部では三次産業、沿岸部では二次産業、県北部では一次産業の割合が高く、振興圏ごとに差がある。 <p>⑥〔報酬下限額の設定における根拠について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約に関して、公共工事設計労務単価を勘案して報酬下限額を設定している自治体（市区）が最も多く、その割合は約 80～90%となっている。 業務委託契約や指定管理協定に関して、報酬下限額を設定している自治体（市区）においては、地域別最低賃金額、生活保護水準、自治体職員の給与額、当該職務の標準的賃金等を勘案するなど、様々な方法により賃金下限額が算定されている。 なお、公契約条例において、報酬下限額を設定している都道府県は無い。 <p>⑦〔特定受注者からの報告結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定受注者から報告のあった時給のうち元請の最低額は以下のとおり <table border="1" data-bbox="1513 1675 2062 1822"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約</td> <td>1,163 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約</td> <td>720 円</td> <td>738 円</td> </tr> <tr> <td>指定管理協定</td> <td>785 円</td> <td>740 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 29 年度に賃金支払状況の報告を求めた時期の最低賃金額は 716 円。 ※ 平成 30 年度に賃金支払状況の報告を求めた時期の最低賃金額は 738 円。 	契約の種類	平成 29 年度	平成 30 年度	工事請負契約	1,163 円	—	業務委託契約	720 円	738 円	指定管理協定	785 円	740 円	<p>⑧〔公共工事設計労務単価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事設計労務単価は、公共事業労務費調査に基づいて、都道府県ごと、職種ごとに決定され、工事請負契約の予定価格の積算に用いられる単価。実際の賃金の支払を縛るものではない。 公共工事労務費調査は、農林水産省及び国土交通省が毎年定期的を実施する調査で、1,000 万円以上の工事から無作為抽出（H30 年度実施：東北 1,423 件、13,685 人）し、賃金の支払実態を把握している。 <p style="text-align: center;">検 討 状 況</p> <p>県契約審議会において、報酬下限額については、積極的な意見と消極的な意見両方が述べられている。委員から今後の検討の方向性も含めご意見をいただきたい。</p> <p>【前回審議会での検討結果】 様々な課題があるとの問題意識を持ち、引き続き検討することとする。</p>
平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年																								
695 円	716 円	738 円	762 円																								
+17 円	+21 円	+22 円	+24 円																								
契約の種類	平成 29 年度	平成 30 年度																									
工事請負契約	1,163 円	—																									
業務委託契約	720 円	738 円																									
指定管理協定	785 円	740 円																									